

松戸市長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号の規定による居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準

平成21年5月20日

(趣旨)

第1条 この基準は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第1項第3号中の「良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること」（以下「居住環境基準」という。）について定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市計画施設 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。
- (2) 市街地開発事業 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業をいう。

(居住環境基準)

第3条 居住環境基準については、次の各号に掲げるものとする。ただし、当該都市計画事業に適合するもの又は支障を及ぼすおそれがないものとして長期にわたる立地について許可等を得ている場合を除く。

- (1) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設のうち同法第11条第1項、第2項、第3項、第5項及び第7項の区域内に建築物が含まれないこと。
- (2) 市街地開発事業の施行区域内において、都市計画法第53条の許可が必要な区域に含まれないこと。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成21年6月4日から施行する。

※ 都市計画施設の区域の詳細については、建築指導課へお問い合わせください。